キャンセル行為とキャンセル・カルチャーの概念的構造

薛　　天

一　キャンセルの再定位
　㈠　キャンセル概念の検討
　㈡　二つのキャンセル・カルチャー
二　キャンセル行為とキャンセル・カルチャーの害
　㈠　分析概念としての「害」
　㈡　呼びかけの害と決定の害
　㈢　発言者に対する害
　㈣　決定者と告発者に対する害
　㈤　キャンセル・カルチャーの害
　㈥　キャンセルに対する内在的批判
三　結　論
　㈠　本稿の知見：概念の整理と構造的解明
　㈡　結び：今後の課題

一　キャンセルの再定位

㈠　キャンセル概念の検討

1　キャンセル行為とキャンセル・カルチャー

2010年代から、セクハラや性暴力の被害を受けた経験を「#MeToo」のハッシュタグをつけてSNSに投稿する「#MeTooムーブメント」をはじめ、特定の対象を排除したり、その地位を貶めたりする運動が多発している。このような社会的ムーブメントは「キャンセル・カルチャー」と呼ばれている。後文で検討するが、たとえば過去の差別的な投稿を理由に著名な映

画監督が制作から解任されたり、作家のジェンダー観をめぐる発言が原因で大規模な不買運動が起きたりする事例がキャンセル・カルチャーの例として考えられる。本稿の目的は、「キャンセル・カルチャー」をめぐる言論空間において反復されてきた概念的混乱を整理し、その法哲学的・政治理論的な分析枠組みを構築することにある。

キャンセル・カルチャーは近年、社会的および学術的関心を集める現象として広く論じられている。一方で、この概念は必ずしも一義的に定義されているわけではなく、その内容や射程についてはなお理論的整理の余地が残されている。たとえば、ジャーナリストのエラ・アレクサンダー（Ella Alexander）は「最も純粋な定義は、問題のある発言や行為を理由に、個人または組織をボイコットし、それは支援の撤回であり……かつてファンであった人物や事物との関係を断ち切る、いわば契約を無効にするような行為である」[1] と定義した。そして、メディア研究者のイヴ・ング（Eve Ng）は、「対象に対する関心や支持の撤回、あるいは否認の表明を中心とする実践」と、「ヘイト言説やその他のハラスメントを伴う実践」という二つの実践として説明している[2]。日本国内では、憲法学者の志田陽子は、「ある人について差別的傾向や不適切な言動があった事実などを指摘し、その職や社会的信用を剝奪するよう働きかけること」[3] と説明している。キャ

1）Alexander, E.（2020）. Cancel culture: a force for good or a threat to free speech? *Harper's Bazaar*. 一般向けの記事だが、アレクサンダーによるこの定義が後に提起する論文でも使用されている先駆的なものである。
https://www.harpersbazaar.com/uk/culture/a33296561/cancel-culture-a-force-for-good-or-a-threat-to-free-speech/（最終アクセス2026年 4 月17日）

2）Ng, E.（2022）. *Cancel culture: A critical analysis*. Springer. p. 20. ングの定義はキャンセル・カルチャーを行為の内容という側面から鋭く捉えている。本稿では、Ngの知見を基礎としつつ、後文では行為主体と決定主体の力学関係に着目し、キャンセル行為を三類型に再構成する。これにより、キャンセルという多義的な現象を、責任の所在が明確な分析的枠組みへと昇華させることが可能となる。

3）志田陽子（2022年）「「表現の自由」のワインディング・ロード：「自由」をめぐる、ねじれと理路」現代思想50巻 3 号66頁。志田はキャンセルとキャンセル・カルチャーを区別していない。

ンセル・カルチャーをめぐる定義は、消費・支持の撤回としての市場的理解、段階的にエスカレートしうる社会的応答としての理解、社会的制裁としての規範的理解という複数の水準に分岐しているのみならず、これらの定義はそれぞれ異なる問題関心および評価軸に基づいており、その前提の差異が明示されないまま議論が展開されることで、キャンセル・カルチャーに対する批判自体が方向的に分岐し、理論的混乱を生じさせている。本稿では、この混乱を解消するために、まずキャンセル行為の構造と類型を分析したい。

以上のような定義の混在を整理するためには、用語のレベルにおける区別を導入することが有効である。とりわけ英語圏においては、「cancelling」と「cancel culture」が区別されて用いられる場合がある。「cancelling」は動詞cancelに由来する現在分詞・動名詞形であり、特定の対象に対して排除や非難を行う個別的行為を指す。他方で、「cancel culture」は名詞句として用いられ、個別の行為そのものではなく、そのような行為が反復され、社会的傾向として定着した状態を指す概念であると理解される[4)]。

日本国内の議論では、法哲学者の大屋雄裕がキャンセル・カルチャーをキャンセル行為と区別すべきだと主張している[5)]。大屋によると、キャンセル行為は「当事者の言動を理由としてその発言権や地位を奪う」ような「臨時の措置」である。他方で「キャンセル・カルチャーはある問題に対して発見の文脈と決定の文脈の違いを無視し、キャンセルの過度な一般化」である。大屋によると、キャンセル行為は臨時的措置（もしくは救済手段）として正当化可能であるが、キャンセル行為を最終的判断として認めるキャンセル・カルチャーは正当化できない。本稿もまた大屋のこの区

4) *Merriam-Webster's Collegiate Dictionary*（12th ed.）.（2026）. Merriam-Webster, p. 243.「cancel culture」の項。同辞書はキャンセル・カルチャーを、不支持を表明し社会的圧力をかける方法で大規模なキャンセルに従事する慣行ないし傾向と定義しており、個別のキャンセル行為とキャンセル・カルチャーを明確に区別している。

5) 大屋雄裕（2022年）「キャンセル・カルチャーが孕む二つの文脈」『Voice』537号148–149頁。

分を出発点として採用し、個別的行為を指示するcancel ／ cancellingを「キャンセル行為」と訳し、社会的傾向を指示するcancel cultureを「キャンセル・カルチャー」と訳すこととする。これによってキャンセル行為とキャンセル・カルチャーの指示対象を明確にし、それぞれがもたらす効果を考察する。

以上のようなキャンセル行為の集合としてのキャンセル・カルチャー理解と全く異なる理解が存在する。キャンセル・カルチャーは「キャンセルを行なう文化（Culture of Cancelling）」ではなく「文化をキャンセルする運動（Movement to Cancel Culture）」とされる。たとえば、政治学者の前嶋和弘はこれを「既存の文化を潰す」[6]ものと捉え、従来の価値観に対する破壊的影響を強調する。この見方は、アメリカのトランプ大統領が「歴史や英雄、価値を消し去り、子どもを洗脳しようとする組織的宣伝活動」[7]と非難した発言や、プーチン大統領が「1000年の歴史を持つ国をキャンセルしようとしている」[8]と主張した発言にもあらわれている。

批判対象とされるキャンセル・カルチャーについて、一般的にも専門家のあいだでも定義が一致していない背景において、キャンセル行為とキャンセル・カルチャーを二分した上、本論文はこれから個別のキャンセル行為の分析からキャンセル・カルチャーの分析を行ない、論文の目的であるキャンセル・カルチャーにかかわる諸概念の整理をしたい。以下において、キャンセル行為の構造、キャンセルの行為者類型、キャンセル行為の対象と特徴を順に触れ、そしてキャンセル・カルチャーの概念を検討する。

6）前嶋和弘（2022年）『キャンセルカルチャー：アメリカ、貶めあう社会』小学館、18頁。

7）「トランプ氏、彫像の撤去など「キャンセル・カルチャー」と非難　ラシュモア山で」BBC NEWS、2020年7月4日（https://www.bbc.com/japanese/53288554）（最終アクセス2026年4月21日）

8）「ハリポタ作者、プーチン大統領に擁護され反発：「キャンセル・カルチャー」めぐり」BBC NEWS、2022年3月26日（https://www.bbc.com/japanese/60884335）（最終アクセス2026年4月21日）

図1　仲介型キャンセル

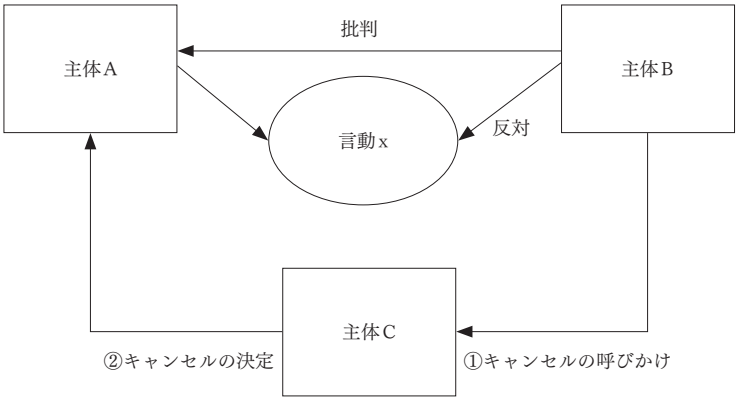

2　キャンセル行為の構造

本節では、キャンセル行為の構造の解明を目的とする。とくに、キャンセル行為が対象者の社会的地位を剝奪したり、貶めたりする方法に着目する。そのプロセスは、以下の二種類に分類できる。第一のプロセスは次のようなものである。まず、主体Aは特定言動xを行う。主体Bは言動xに反対し、Aを批判する。Bはただ Aを批判するのではなく、Aの地位に対して操作可能な地位にある主体CにAの言動を告発し、Cによる地位剝奪決定を呼びかける。そして、呼びかけを受けたCが、Aに対する地位剝奪決定を下す。以上が第一のプロセスである。本稿ではBのCに対する告発行為や呼びかけ行為を「①キャンセルの呼びかけ」とし、Bを「告発者」もしくは「呼びかける者」とする。CのAに対する地位剝奪決定は、「②キャンセルの決定」とし、Cを「決定者」とする。

次の仮想事例を導入しよう。ある性的少数者に対するヘイトスピーチが生じ、ヘイトスピーチの撤回と当該発言者の地位剝奪を求められ、ハッシュタグ型のキャンセル行為が行なわれ、当該発言者と契約関係がある会社がその契約を解除した。この場合、ヘイトスピーチの発言者はAにあたり、Aの地位剝奪を求める性的少数者人権グループは告発者であるBにあたり、解雇要請を受けたAが務めている会社Cは決定者にあたる。以上の

例において、CはAに対して指揮監督権をもつ者、もしくはAに対し金銭などの利益をもたらす者をさす。この種のキャンセル行為は「仲介型キャンセル」と呼ぶことにする。

以上のように、キャンセル行為のプロセスの図式に基づき、Bが行う「呼びかけ」とCが行う「処分行為」の性質が異なる[9]。ここでは、キャンセル行為はキャンセルの呼びかけとキャンセル決定の二段階から構成されるものだと捉える。前述のように、キャンセル行為が成立するには、B（呼びかける者または告発者）が明確なキャンセルの意思を持つことが必要である。これによって、キャンセルの呼びかけと「批判」を理論的にわける。

Bがいなくても、C（決定者）はA（発言者や行為者）に対して指揮監督権限もしくは契約解除の能力を持つ。そのため、主体Cが独自の判断で処分を行う場合とは明確に区別されるべきである。仮に主体Cが、社会通念に基づいて主体Aの行為を許容し難いと判断し、主体Bの抗議を予測して先回り的に処分を決定したとしても、主体Bにキャンセルの意思がないかぎり、その行為はキャンセル行為とはみなされない。キャンセル行為を定義する際には、Bのキャンセルに向けた積極的な意思表示と行動が必要条件となる。

キャンセル行為の第二のプロセスは次のようなものである。まず、主体Aは特定言動xを行う者である。主体Bは言動xに反対し、Aを批判する。Bは、批判と同時にキャンセルの決定をAに対し下した。次の仮想事例を導入しよう。Aは政党の党員であり、党の方針に背いた発言を公に行ったとする。党はその発言を受け、公にAを批判し、同時にAに対する除名処分を行った。この時に、批判と地位剝奪決定は同一の主体によって行われる。このようなキャンセル行為を、本稿では「非仲介型キャンセル」と定

9）英語のcancelという語彙に取り消し行為の完成の意味を含んでいるため、取り消されてからはじめてcancelと言える。そのため、キャンセルの一般的用法において、キャンセルの呼びかけを直接的にキャンセル行為と同じ意味として扱う理解は不自然である。本稿ではcancellingとcancelledの両方をキャンセル行為と訳出した。

図2　非仲介型キャンセル

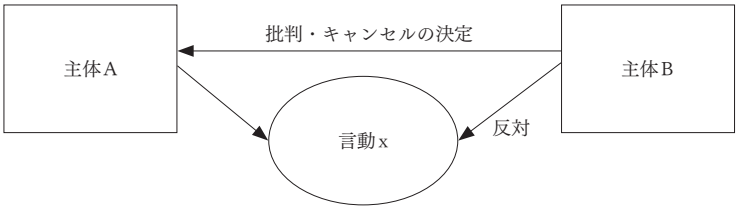

義する。

また、「銅像破壊行為」に代表される歴史上の人物に対するキャンセル行為がある。近年アメリカで多発する銅像破壊行為は歴史人物をキャンセルするという意味で、一般的にキャンセル・カルチャーの一部として見られている。すでに亡くなっている歴史人物には発言・反論する機会がなく、直接誰かの指揮監督に服することもないし、後に論じるが、反論機会の剝奪などの害や言論の自由への脅威などの害も死者には生じない。ここでは、抗議活動自体の合法性や、歴史認識の強制などが批判の中心になる。銅像破壊行為は抗議者によって直接的に対象をキャンセルすることになる[10)]。

3　キャンセル行為の分類

まず、キャンセル行為について、行為者から類型化を検討する。前文で確認した通り、キャンセル行為のなかで呼びかける行為をする主体Bと決定行為をする主体Cが存在することが多い。本稿では、まず主体Bの形態から「キャンセルの呼びかけ」を⑴集合的キャンセル、⑵集団的キャンセル、⑶政治権力が伴うキャンセルの三つに分け、それぞれの特徴と社会的影響について考察する。

⑴　集合的キャンセル

集合的キャンセルとは、行為者間に直接的な交流や意思疎通がない場合

10)　一般的に、銅像の所有者は私人または政府である。その銅像が破壊される場合、破壊者に対する民事による損害賠償請求ができ、場合によって刑事告訴もでき、銅像を修復し再設置するかについて所有者が権限を持つ。所有者こそが決定者であると考える場合、銅像破壊行為は仲介型キャンセル行為に分類できる。

に発生するキャンセル行為である。個人がそれぞれの判断に基づき、同じ対象に対してキャンセルを求めるもので、典型的な例としてはソーシャルメディア上の「ハッシュタグ型」キャンペーンが挙げられる。たとえば「#MeToo」運動は、多数の個人がそれぞれの経験に基づき、性的被害を告発し、関連する加害者の地位や信用を失墜させる。集合的キャンセルは、特定の組織や事前に調整された運動ではなく、個々人が同一の問題意識に基づいて発言・行動している点が特徴であり、その影響力はSNSの拡散力に依存する。

⑵　集団的キャンセル

集団的キャンセルは、キャンセルを求める行為者が交流を持ち、意思疎通して対象の排除の目的を互いに確認できる状態のキャンセル行為を指す。たとえば、企業内でのセクシュアル・ハラスメントに対する抗議活動や、職場でのパワー・ハラスメントの被害者や同僚が連帯して加害者の解雇を求める場合などが該当する。また、集団的キャンセルには、キャンセルの対象者を排除するための協働的な努力があり、行為者間の関係性やネットワークに基づいて行為が展開される。重要なのは、集団的キャンセルにおいて、たとえば学校における「仲間外れ」や職場での排除行動では、キャンセル行為者の間で少なくとも面識があるということである。行為者間で明確に合意することがなくても、対象排除の目的を互いに確認できる状態にあり、対象者を排除する意思を同調することが可能であるとき、集団的キャンセルが成立する[11)]。

⑶　権力的キャンセル

権力的キャンセルとは、国家や地方自治体といった政治権力が直接的または間接的に関与する行為を指す。典型的には、行政や立法機関が関わるものであり、対象者の表現や活動が政治的に不適切だと判断され、キャン

11)　なお、ある行為が集団的行為なのか、集合的行為なのかを実証的に証明することは困難だからである。というのも行為者間の面識の有無や、対象を排除する意思の共有できる状況にあるかについて実証することが困難である。また、集団的キャンセル行為が次第に拡大し、SNSでの集合的キャンセル行為に段階的に変わることも考えられる。

セル行為が実行される[12]。また、政治権力によるキャンセルは、政治的意図や社会的影響力を背景にして実行される場合が多く、その典型例として「天皇コラージュ事件」[13]における作品非公開処分などが挙げられるだろう。この事件は、政治家や地方議員が行政に圧力をかけ、特定の表現を排除するように働きかけたものだと理解できよう。政治権力が関わるキャンセルは、行為そのものが言論の自由や、表現の自由、知る権利などの重要な権利を侵害する可能性がある。

以上の三類型は、単なる現象面での分類に留まるものではなく、それぞれの行為が孕む責任の所在および侵害の態様を分析する上で、理論的に不可欠な整理[14]である。第一に、集合的キャンセルは、特定の指導者や組織を欠いた群衆による集積としての力を背景とする。ここでは、後文で検討

12) 集合的キャンセルと集団的キャンセルはキャンセルの呼びかけである（仲介型）のに対し、権力的キャンセルはキャンセルの決定まで成立し（非仲介型）、キャンセル行為として完結することも存在すると考えられる。

13) 名古屋高金沢支判平成12年 2 月16日（判時1726号111頁）。判決の背景には1986年 6 月に、複数の県議会議員が県議会で天皇コラージュ作品に「不快感を覚えた」と表明したことが大きく報道されたということがある。この報道を受け、ある右翼団体が県立美術館に対して、作品の非公開や廃棄処分を強くもとめる事態に発展した。本稿の類型からすれば、県議会の議員が不快感を表明したという点では政治権力による行為であり、作品の廃棄等を求める右翼団体の活動は集団的行為であると評価できるだろう。

14) 本稿の三分類（集合的、集団的、権力的）は、前掲注 2　Ng（2022）が提示した「支持の撤回」と「ハラスメント」という実践レベルの区分を、法的な責任主体および権力構造の観点から再構成・発展させたものである。たとえば、集合的キャンセルは、後述するSNS上の「デジタル・レシート」（スクリーンショット）の拡散を通じた、非組織的な可視性の政治の実践として捉えることができる。ソーシャルメディアプラットフォームの特性により、個別の行為が集合することが指摘された。また、ングは第三章でファンのコミュニティによる組織的な抗議行動を分析している。これは、行為者間に共通の目的意識と交流が存在する点で、本稿が定義する集団的キャンセルの典型例といえる。そして、ングは、第五章で単独で国家権力が介入するキャンセルの形態についても言及しており、中国とアメリカ政府によるキャンセル行為を例に、これを民間の実践と区別している。この議論は、本稿における権力的キャンセル行為の危険性、すなわち公権力による検閲的機能の指摘を裏付けるものである。

する個別の行為者による不法行為責任の追及が事実上困難であること、またプラットフォーム側のガバナンスや、アルゴリズムによる増幅という媒介の責任が主要な論点となる。第二に、集団的キャンセルは、行為者間に明確な意思の疎通と共通の目的（対象の排除）が認められる点に特徴がある。この連帯的な行為は、対象者に対して職場の喪失やコミュニティからの追放といった物理的・経済的な生存基盤の遮断を直接的に引き起こす。したがって、この類型においては、共同不法行為や威力業務妨害といった法的評価の妥当性が、集合的行為とは異なる次元で検討される必要がある。第三に、権力的キャンセルは、公権力という圧倒的な非対称性を背景とした強制を伴う。これは私人間の批判を超えた、実質的な検閲に近い性質を持ち、憲法が保障する表現の自由や知る権利に対する深刻な萎縮効果をもたらすことが懸念される。その組織形態として集団的に近いにもかかわらず、より警戒すべきものと考えるべきであろう。結論として、これら三類型を峻別することは、キャンセルという多義的な現象に対して、法的責任の所在および救済のあり方を精緻に議論するための、理論的な視座を提示するものである。

一方、決定主体Cは、雇用主、プラットフォーム企業、あるいは公的機関など、対象者に対して実質的な影響力を行使できる立場にある。主体Cの介在は、キャンセル行為に実効性を与える。主体Bによる批判が単なる言論に留まるのに対し、主体Cによる解雇、アカウント停止、作品の公開中止といった決定は、対象者の社会的・経済的地位を剝奪する具体的な制裁へと変質させる。

4　キャンセル行為の対象と特徴

これまでにキャンセル行為の類型と行為主体を整理してきたが、次にキャンセル行為の本質を解明するためには、その「対象」がいかなる基準で選定され、どのような特徴をもって遂行されるのかを構造的に把握する必要がある。本項ではキャンセル行為と伝統的なボイコット運動の異同を通じて、キャンセル行為の特徴を明らかにし、その輪郭を捉えることを目的とする。

まず、キャンセル行為の典型例とされるJ. K. ローリング（J. K. Rowling）[15] のキャンセル事案と、日本で多く討論される小山田圭吾のキャンセル事案[16] はいずれも「有名人」に対するキャンセル行為である。志田陽子は、キャンセル行為を「ある人について差別的傾向や不適切な言動があった事実などを指摘し、その職や社会的信用を剝奪するよう働きかけること」[17] と説明しているように、従来の日本国内の議論では「人」の属性や言動に焦点を当てた定義が主流であった。

一方、実際のキャンセル行為の射程は、自然人という個体に留まらず、その人物が象徴する価値体系や生産物へと広範に及んでいる。この点について、イブ・ングはキャンセル行為が個人（特に著名人）のみならず、ブランド、企業、そして映画やテレビ番組といった「メディア産物（media products）」に対しても向けられることを明示している[18]。この定義に従えば、アビゲイル・シュライアーの著作『トランスジェンダーになりたい少女たち：SNS・学校・医療が煽る流行の悲劇』（以下『トランス』）[19] の「子どもの性別違和の主張を認めない」ことをめぐる事案は、まさにメディア産物を対象としたキャンセル行為の典型例といえる。同書の内容が特定グ

15） ローリングのトランスジェンダーに対する見解が多くの批判を集めたことで、ローリングがハリーポッター20周年記念番組に出演しない事態が生じたという事例はキャンセルの典型例とされる。

16） 小山田は東京オリンピック・パラリンピック開会式と閉会式で使用される音楽の作曲担当者として選定された後、青少年期のいじめのエピソードが問題視され、非難声明やインターネット上の抗議を受けた結果、自ら辞任したという事案である。

17） 志田、前掲注 3、67頁。原文はキャンセル・カルチャーの定義である。志田はキャンセル行為とキャンセル・カルチャーの区別をしていないため書き換え。

18） Ng（2022）, *supra* note 2, p. 10「キャンセル行為は、個人（特に著名人や公職者）のみならず、ブランド、企業、そしてメディア産物（映画やテレビ番組など）に対しても向けられてきた」および第五章ブランドに対するキャンセル行為の例がある。

19） Shrier, A.（2020）. *Irreversible damage: The transgender craze seducing our daughters*. Regnery Publishing. 和訳は、アビゲイル・シュライアー（2024年）『トランスジェンダーになりたい少女たち：SNS・学校・医療が煽る流行の悲劇』（村山美雪、高橋知子、寺尾まち子共訳）産経新聞出版。

ループへの差別を助長するとの批判を受け、KADOKAWAが発売中止を決定したプロセス[20]は、主体B（批判者）によるキャンセルの呼びかけが、主体C（出版社）による「メディア産物の取り消し」という制裁へと変換された構造を示している。ここでの標的は「書籍」という物品であるが、その本質は、当該著作が媒介する言説やイデオロギーの排除にある。この事案においてみられる批判者の行為は、少なくともキャンセルを呼びかけるものであると考えられる。これまでの本稿の議論から、当の図書を書籍市場から排除もしくは取消という行為はまさにキャンセル行為に当たり、当該事件はキャンセル行為の例と扱うことができる。

一方で、自ら購買をしないこと及び買わないように呼びかけることは伝統的な「ボイコット運動（Boycott）」[21]だとみることも可能である。ここではキャンセル行為とボイコット運動の対比を整理する。まず、両者の対象はいずれも人、モノ、法人など広範囲に及ぶが、典型例からみるとキャンセル行為は対象者（人）の社会的地位の失墜を目論むものであるのに対し、ボイコットはモノを消費しないという不買運動である。そして、キャンセル行為の契機は対象者の言動であるのに対し、ボイコットはこれ以外にも食品安全問題など一般的にキャンセル行為と見なさない契機が存在する。

また、キャンセル行為は対象者の結んでいる契約関係を破棄させるだけではなく、多方位から対象者を貶め、「江戸の敵を長崎で討つ」という側面があると言える。それに対し、ボイコットは対象者の特定の契約の中止や予測利益に対する影響を及ぼすことを目指している。この点について、

20）当初は『あの子もトランスジェンダーになった：SNSで伝染する性転換ブームの悲劇』というタイトルでKADOKAWAから刊行される予定だったが、タイトルや事前公開された内容紹介について議論や批判が起き、発売中止と当事者への謝罪が発表された。その後、産経新聞出版よりに『トランスジェンダーになりたい少女たち：SNS・学校・医療が煽る流行の悲劇』というタイトルで刊行された。

21）ボイコットはアイルランド土地同盟によって社会的排斥追放の目標とされた土地差配人Charles Cunningham Boycottの名前から由来した語であり、現在は不買運動と参加拒否などの社会運動を指す。

イヴ・ング[22]は、デジタル空間における「レシート」としての証拠が、過去の言動を消去不可能なものとして固定し、それが現在の文脈で再活性化されることで、単なる経済的な「支持の撤回」を超え、対象者の全人格を拒絶し、象徴的な死[23]へと追い込むメカニズムを指摘している。

最後に、キャンセル行為は通常、ジェンダー平等や人種差別の撤廃などの特定の信念や正義感によって支えられる[24]のに対し、ボイコットは必ずしもそうではなく、単なる経済的原因で行使されることもある。メレディス・D・クラーク（Meredith D. Clark）によれば、キャンセル行為とは、自身の価値観に反する言動を行う対象から「関心、時間、金銭」を引き揚げるという主体性の表明であり、権力を持つ著名人やブランドに対して正義を求める最後の訴えとしての性質を持つ。伝統的なボイコットが構造的な力関係によってその効果を限定されがちであったのに対し、現代のキャンセル行為の多くはデジタル空間でのネットワーク化されたフレーミングを通じて、社会的に疎外されてきた人々が支配的な言説に言い返すための責任追及の実践となっている[25]。

以上、キャンセル行為とボイコット運動は共通部分の大きい二つの集合であるが、相違がある。ボイコットとの対比に基づき、キャンセル行為は次の四点にまとめられる。①キャンセル行為の対象は人に限らず、モノ、法人、歴史人物など広範に及ぶが、その典型は有名人に対する行為である。②キャンセル行為の契機は対象者の言動である。対象の性別や人種など身

22） Ng（2022）, *supra* note 2, p. 17、p. 23.

23） 象徴的な死はやや抽象的だが、本稿ではこれを、条件提示を伴うボイコットとは対照的な、「交渉不可能性」に基づく社会的再起の機会の剝奪として解釈する。

24） See Ng（2022）, *supra* note 2, chap. 3.

25） Clark, M. D.（2020）. DRAG THEM: A brief etymology of so-called “cancel culture.” *Communication and the Public, 5*（3-4）, 88-92. クラークは、キャンセルを、特に黒人コミュニティなどのマイノリティが、支配的な権力構造に対して正義を求めるための戦略的ツールとして発展させてきた経緯を詳述している。一方で、本稿はキャンセル行為とキャンセル・カルチャーの主体がかならず特定コミュニティによるものとはかぎらないと考える。

分的特徴を理由に排除するという行為は無論キャンセル行為に属さない。③キャンセル行為の目標は一つの契約解除にかぎらず、より広範的な排除を企む。④キャンセル行為は通常特定の信念や正義感によって支えられる傾向がある。

㈡　二つのキャンセル・カルチャー

本節では、前述キャンセル行為の分析を踏まえ、キャンセル・カルチャーの概念分析を行う。キャンセル・カルチャーの理解には、大きく分けて二つの位相が存在する。すなわち、記述的な定義としての「キャンセルを行う文化（Culture of Cancelling）」と、規範的・政治的な対抗軸としての「文化をキャンセルする運動（Movement to Cancel Culture）」である。

第一の理解によれば、キャンセル行為とは対象を排除する意思表明および行動を指し、その呼びかけが反復・堆積することで「文化」としてのキャンセル・カルチャーが成立する。

第二の理解では、既存の文化を潰すものと捉え、従来の価値観に対する破壊的影響を強調する。こうした理解は、個々のキャンセル行為の過ちを精査するよりも、「われわれの文化（Our Culture）」への破壊という側面を過度に強調する。

特筆すべきは、既存の先行研究の多くにおいて、前述した第一の理解とこの第二の理解が明確に区別されないまま議論が進行している点である。しかし、本稿ではこの二つの位相を峻別することの重要性を強調したい。実際、社会一般や政治的言説においてキャンセル・カルチャーが語られる際、多くの場合この第二の定義が戦略的に、あるいは無意識に採用されている。第二の理解には二つの深刻な問題が孕まれている。第一に、キャンセル行為とキャンセル・カルチャーの違いを見失い、個々のキャンセルの問題を「文化の否定」として扱い、具体的なキャンセル行為の正当性を考慮しない危険性がある。本来なされるべき「問責」の是非が、「伝統破壊か否か」というイデオロギー対立へとすり替えられる。第二に、この枠組みが「われわれの文化（Our Culture）」を守るという排他的な情念に依拠するため、客観的な評価基準を欠く恐れがある。

本稿では基本的に第一の理解を採るが、第二の理解もキャンセル・カルチャー批判の根拠を示すため無視できない。批判者側の論理において、キャンセル・カルチャーはしばしば紛争解決手段ではなく、社会の安定を脅かす「文化的・社会的な破壊活動」として認識されているからである。この「文化破壊」という認識こそが、キャンセル行為に対する強い反発を駆動する社会心理的背景となっている。

これまでの概念を整理しよう。「反対の意思を表明し、社会的圧力をかける方法でキャンセルに従事する慣行または傾向」というキャンセル・カルチャーの辞書的定義にいくつかの条件を加える。まず、キャンセル行為は社会的圧力をかける方法で対象の地位を取り消す行為である。キャンセル行為の従事者はキャンセル対象に対し反対の意思のみならず、排除する意思を持つ。そのなかで、仲介型キャンセルと非仲介型キャンセルという二つのモデルが存在する。また、キャンセル・カルチャーはキャンセル行為の呼びかけの反復や文化的背景を含む現象全体と定義する。

二　キャンセル行為とキャンセル・カルチャーの害

㈠　分析概念としての「害」

本章では、キャンセル行為とキャンセル・カルチャーに対する批判言説を再評価する。その際に、害（harm）の概念を用いて言論の自由に対する抑圧、名誉毀損など「悪しき」効果をもたらした事実と度合いを検証する。また、こうした批判言説に対して、それが発せられたことによって害が発生したとする批判や、キャンセル行為とキャンセル・カルチャーそれ自体が道徳的に望ましくないという内在的批判が存在する。この二つの批判も以下で論じる。

本章において「害（harm）」という語は、日常語としての「損害」ないし「被害」ではなく、政治哲学および法哲学における分析概念として用いる。本節では、以下の議論の前提として、この概念を簡潔に定式化しておきたい。

図３　害の分類

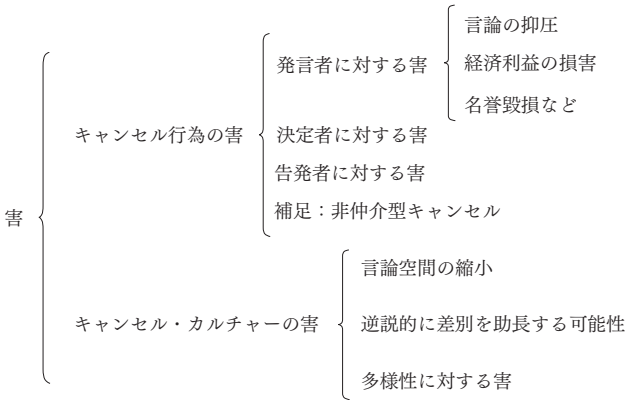

図４　手段的批判の分類

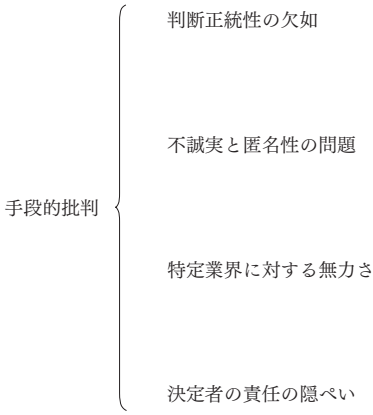

害概念の古典的な定式は、ジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill）の危害原理（harm principle）に遡る。ミルは『自由論』において、「個人に対する権力の行使が正当に認められる唯一の目的は、他者への危害を防止することにある」と述べ、他者への危害を公権力による干渉の正当化根拠として位置づけた[26]。このミルの定式において重要なのは、害が

26）　Mill, J. S.（2003）. On liberty（D. Bromwich & G. Kateb, Eds., p. 80）. Yale

単なる不快や不利益とは区別される点である。ミルは他者への危害と単なる不快感を峻別し、後者のみを根拠とした言論の制約を否定した。

この峻別をより精緻に展開したのが、法哲学者ジョエル・ファインバーグ（Joel Feinberg）である。ファインバーグは『刑法の道徳的限界（The Moral Limits of the Criminal Law）』において、害を「他者の利益（interest）に対する挫折（setback）」として操作的に定義した[27)]。ファインバーグの枠組みでは、ある行為が「害」を構成するためには、①当該行為が他者の利益を後退させ、②その後退が行為者の責任に帰せられる因果関係を有することが必要とされる。また彼は「害」と「不快」を体系的に区別し、後者が刑事規制の根拠となりうるかを別個の問題として扱った。

本章は、このファインバーグ的な「利益の挫折」という枠組みを基礎として、キャンセル行為が対象者に及ぼす害を分析する。具体的には、言論機会・経済的利益・名誉・プライバシーといった各利益領域に対するキャンセル行為の影響を個別に検討し、①実際に利益の後退が生じているか、②その後退がキャンセル行為に因果的に帰責できるか、という二軸で評価する。

ここで一点留保を付しておく。ミルおよびファインバーグの害概念は、主として国家による干渉を正当化する文脈で発展してきた。これに対し、キャンセル行為は私人間の社会的制裁であり、公権力の介在を必ずしも前提としない。したがって、本章での「害」の概念は、規制の正当化根拠としてではなく、当該行為の道徳的・法的評価を行うための分析枠組みとして援用するものである。すなわち、ある行為がファインバーグ的意味での「害」を構成するという評価は、直ちにその行為の法的禁止を導くものではなく、害の性質・程度・帰責可能性を可視化し、決定者の説明責任論へ

University Press.（Original work published 1859）（ミル, J. S.（関口正司訳）.（2020）.『自由論』岩波文庫, 27-28頁）

27） Feinberg, J.（1984）. *The moral limits of the criminal law: Vol. 1. Harm to others*（pp. 31-36）. Oxford University Press. ファインバーグは害を「利益の挫折（setback to interests）」と定式化し、これを法的禁止の正当化根拠として分析した。本稿ではこの枠組みを私人間の社会的行為の評価にも援用する。

と接続するための概念的足場として機能する。

㈡　呼びかけの害と決定の害

前述の通り、仲介型キャンセルという行為類型には、大きく分けて二つのプロセスが存在する。第一に、「①特定の対象をキャンセルするよう（主体C等に対して）呼びかける行為」であり、第二に、「②その呼びかけを受け、主体Cが実際に排除を決定・実行する行為」である。特筆すべきは、キャンセル行為による被害を精査する際、この二つの段階を区別することは極めて重要である。すなわち、呼びかけのみが行われ実行には至らなかった「キャンセルを受ける（制裁の危機に晒される）段階の害」と、実際に排除が完遂された「キャンセルされた（制裁が実行された）段階の害」である。以下では、このプロセスの進展に伴い、被害の性質がどのように変容し、深刻化していくのかを詳しく論じたい。

㈢　発言者に対する害

まずキャンセル対象となる発言者Aに対する害を考える。Aは何らかの言動を原因にキャンセル行為を受けたとしよう。Aが特定の言動を原因として、Bによる抗議や、地位決定権を持つCへの働きかけを受けた状況を想定する。本節では、対象者Aが被る具体的な害を、①言論機会の封じ込めと抑圧、②経済的利益への打撃、③名誉毀損、④プライバシーの侵害、⑤オンライン・ハラスメントの五つの観点から詳述する。

1　言論に対する封じ込めや抑圧

言論に対する封じ込めや抑圧には、当事者の言論機会を直接剝奪したり、反論の機会を奪ったりすることと、社会全体の言論自由に悪影響を及ぼすという二つの面がある。本節では主体Aに対する害に属する前者を論じる。

いわゆる発言機会の剝奪は、物理的なリアル空間とデジタル空間の両面で発生しうる。これらはキャンセル行為の端緒を成すものであり、その口封じにより言論の自由に対する侵害といえる場合、主体Aに対する害として立ち現れる。

以下の仮想事例に基づいて考察を進めよう。

（ケース 1）討論会において、観衆が登壇者の言論に差別用語が含まれていると判断し、それを非難したうえで、登壇者に退場を求めた。しかし、討論会責任者はこの要請に応じなかった。数日後、この登壇者がほかの討論会で登壇した際に、発言する前に抗議の声を受けた。

（ケース 2）あるSNSで有名人の言論に差別用語が含まれると一部の人が判断し、SNS上で差別だとの批判コメントが相次ぎ、明示的なアカウント停止要請があった。しかし、管理者はアカウント停止をしなかった。数日後、当該有名人がほかの話題で発言した時に、SNS上では依然として先の差別発言の件で批判コメントが殺到していた。

これらケース 1 およびケース 2 のような状況は、複数の個人による非組織的な「集合的キャンセル」の段階に留まっている。この段階では、発言者の自由が制度的に侵害されたとは断言し難い。むしろ、観衆やSNSの利用者による抗議発言は、彼ら自身の表現の自由の範囲内に収まる行動とも考えられる。ただし、退場を求めるやじやアカウント停止といった明示的な排除要請がなかったとしても、個別の批判が膨大な数へと積み重なり、結果として「排除の総意」として集約される場合、事実上のプレッシャーとして機能しうる点には留意が必要である。逆に、このような状況においては、批判の一部が排除要請を含んでいたとしても、それをもってただちに批判全体を「キャンセルの呼びかけ」と定義するべきかについては議論の余地がある。

続いて、決定者がキャンセルの呼びかけを受けて、キャンセル決定をしたケースを検討しよう。

（ケース 3）討論会において、観衆が登壇者の言論に差別用語が含まれていると判断し、それを非難したうえで、登壇者に退場を求めた。観衆の要請を受けて責任者が発言者を降壇させ、以後その討論者は招聘されなくなった。

（ケース 4）あるSNSで有名人の言論に差別用語が含まれると一部の人が判断し、SNS上で差別だとの批判コメントが相次ぎ、明示的なアカウント停止要請があった。管理者は当該アカウントを停止した。数日後、当

該有名人がほかの話題で発言した時に、SNS上では依然として先の差別発言の件で批判コメントが殺到していた。

この二つの場合、登壇者が討論会から排除されたり、有名人のアカウントが停止されたりすることで、意見を発信するための具体的な場を失う。さらに、現代社会において、個人が意見を発信する基盤は、討論会やSNSといった公共的・準公共的な空間に強く依存している。したがって、こうした空間からの排除は、自己表現の機会を実質的に奪うものである。また、Aが他のプラットフォームに移行しても一度「キャンセル」されたことによる社会的な負の評価が障壁となり、新たな場での受け入れが制限される可能性がある。コフラン[28]が分析するように、キャンセル行為はプラットフォームや雇用主などの「仲介者」に圧力をかけることで標的を排除し、社会的および経済的な強制力を用いて特定の言論規範を押し付ける性質を持つ。このような圧力が波及する結果として、排除の影響は長期的かつ広範囲に及ぶ。Aが別の場を活用しても、それまでの影響力やフォロワーを完全に再現することは困難である。その結果、発言の到達範囲や社会的な影響力が大幅に低下することになり、ここに明確な「害」が発生しているといえる。

仮想事例のケース 3 とケース 4 において、対象者はほかの場での言論の機会が実質的にはほとんどすべて奪われていると言える。しかし、あらゆる場から完全に追放される極端な事例よりも、現実には一部の講演会やプラットフォームに限定して排除されるケースの方が多いであろう。この場合、形式的な「言論機会の剝奪」というよりは、むしろ「言論の影響力を不当に縮小させた」と評価すべきである。したがって、発言の影響力が侵害された事態については、伝統的な「発言機会の保障」とは異なる、言論の有効性や多元性を保護するための新たな枠組みで対応する必要がある。

このように「害」が具体化した際、呼びかける側と決定側の双方の責任

28）Coghlan, N.（2020）. *Are our laws on freedom of speech fit for purpose in the age of "cancel culture"?* [Jonathan Brock QC Memorial Prize Essay]. SSRN. https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3760389（最終アクセス2026年 4 月17日）

を検討すべきであって、つまり前文で述べた呼びかけの害と決定の害を考える必要がある。そのなかで、特に鍵を握るのは決定者の責任である。コフランが指摘するように、キャンセル行為は、抗議者が対象者を直接排除することではなく、雇用主、大学、プラットフォームといった「仲介者（Intermediaries）」に圧力をかけ、その手を汚させる点にある[29]。これらの仲介者は、自らが次なるキャンセル行為の標的になることを恐れるがゆえに、調査や正当な手続きを省き、炎上の鎮火を優先して安易な排除（契約解除やアカウント停止）を選択しがちな脆弱性を抱えている。

したがって、決定者が排除の判断に至った理由を規約や倫理指針に照らして具体的に示す「説明責任」を負わせることは、単なる義務の追加ではない。むしろ、それは決定者に対し、一時的な集団心理に屈して不当な決定を下さないための「法的牽制（Legal counterweight）」を与えることを意味する[30]。SNSプラットフォーム等が、具体的にどの条項のどの違反に基づいた判断であるかを明示するプロセスを制度化することで、決定者は外部からの恣意的な圧力に対して「規約と正当な手続き」を根拠に抵抗することが可能となる。一方、呼びかけ側の責任については、他の侵害行為がないかぎり、その呼びかけ行為が排除決定を誘発した側面はあるものの、行為自体は原則として表現の自由、すなわち対抗言論の範囲内に留まると解釈すべきである。

以上を踏まえ、キャンセル行為が完成した場合、つまりキャンセルの呼びかけとキャンセルの決定が両方とも成立したときに、対象者の発言機会を剝奪する害を及ぼすことになる。対象者の発言機会が不当に奪われる事態を予防する鍵は、直接的な排除権限を有する決定者に対して、適正手続きに基づく説明責任を制度的に課すことに集約される。

（ケース5）ある有名人は「差別用語」と判断される発言を繰り返していたため、この有名人の発言に対し、長い間反対の意見が多くあった。その後、当該有名人が本を出版しようというときに、この本に対する出版中

29） Ibid., p. 6.
30） Ibid., p. 8.

止を求める多くの声が出版社に寄せられた。しかし、出版社はその要請には応じず、その本を出版した。その結果、有名人の知名度はさらに上がり、多くのテレビ番組に呼ばれた。

このケースにおいて、有名人に対するキャンセルの呼びかけは継続的に発生しているが、最終的な排除の決定には至っていない。そのため、この有名人の言論の機会はまったく奪われておらず、自らの主張を展開する権利が実質的に阻害されることもなかったと言えるだろう。言論の影響力がキャンセルの呼びかけによって減少することなく、害より益が発生したともいえる[31]。

このように、言論の抑圧の存否については、具体的な文脈を慎重に精査する必要がある。キャンセルの呼びかけが言論の影響力を減じるリスクを孕む一方で、逆にそれを増幅させる可能性も否定できない。したがって、実害の有無を問わず、キャンセルの呼びかけという行為そのものを広範に規制しようとする議論は、それ自体が表現の自由を不当に侵害する危うさを孕んでいる。コフランが論じたように、重要なのは「呼びかけ」そのものの制限ではなく、決定者が不当な圧力に屈しないための制度的担保であり、害の発生実態に基づかない一律の規制論は慎重に退けられるべきである。

2　経済的利益への影響

キャンセル行為は、対象者の経済的利益に対しても多大なる影響を及ぼし得る。まず、キャンセルの呼びかけは存在するが、排除の決定には至っていない状況を検討する。ケース 1 およびケース 2 のような、討論会やSNS上での発言機会が維持されている状況においては、経済的利益に対

31）　本ケースのような現象は、社会学やメディア論において「ストライサンド効果（Streisand effect）」として議論されることがある。いわゆる「ストライサンド効果」とは、情報の秘匿や排除の試みが、かえってその注目度を高めてしまう現象を指す。たとえば、出版社が排除の要請を拒絶し、かつ社会的な注目が維持された場合、キャンセルの呼びかけは対象者への「負の制裁」ではなく、注目を増幅させる「正の宣伝」として機能する可能性がある。

する直接的な負の影響は限定的である。むしろ、アテンション・エコノミーの文脈では、議論を巻き起こす言動が対象者の認知度を飛躍的に高め、結果として新たな講演依頼や業務契約の創出といった、逆説的な経済的利益をもたらす可能性すら否定できない。

一方で、経済的利益に対する直接的な侵害が懸念される典型的な事例として「解雇要請」が挙げられる。これは、企業や団体に対し、従業員や契約関係にある職との関係解消を迫るキャンセル呼びかけの一種である。もしCがこの要請を受け入れ、解雇や契約解除を決定した場合、Aはその職場における給与や福利厚生といった直接的な収入源を失うことになる。さらに、解雇されたことにより、その人物の市場価値や社会的な信頼性に悪影響が及ぶことがある。解雇の理由が差別的言動や社会的に不適切な行動であった場合、そのイメージは企業が再び契約を結ぶ際の障壁となり、新たな職業的機会を得ることが難しくなるだろう。Aにとって、解雇されたことは害なのである。しかし、解雇が実際に決定されない限り、Aには経済的な影響が及ばない。つまり、キャンセル呼びかけだけでは、即座にAの経済的損失が生じるわけではないし、経済的利益の剝奪という実害が生じるか否かは、最終的には外部の圧力に晒されたCの判断に依存している。Cが独立した合理的な判断を維持し、不当な解雇決定を回避する限りにおいて、対象者の職業生活や経済的基盤は守られる。したがって、経済的側面においても、キャンセル呼びかけそのものが直ちに権利侵害を構成するのではなく、その決定権限を有するCの判断こそが、実害の発生を左右する決定的な分岐点になると考えられる。

次に、キャンセル呼びかけとキャンセル決定が両方存在する状況を考える。ケース 3 とケース 4 では、Aは経済的な影響を強く受ける可能性がある。というのも、それらケースにおいて、キャンセル決定によって、Aはその場での発言機会を失い、イベントやメディア出演による収入を断たれることになるからである。特に、公共の場で発言することが多い有名人やインフルエンサーにとっては、キャンセル決定が収入減少につながる可能性が高い。

しかし、排除決定という「実害」が確定した後の経済的推移は、必ずし

も一方向的な衰退に留まらない。デジタル公共圏におけるキャンセル行為への反発は、対象者に対する既存の支持層を強固に結束させるだけでなく、新たな支持層や代替的なメディア露出を誘発することがある。その結果、一時的な損失を補塡する以上の経済的利益が回復、あるいは再創出される「逆転現象」が生じ得る。こうした「逆説的な益」（ケース５）の発生は、現実の事案においても顕著に見て取れる。たとえば、『トランス』を巡る邦訳版の出版事案がその典型である。同書に対しては、出版中止を求める激しいキャンセルの呼びかけ（主体Bによる圧力）が相次いだが、版元であるKADOKAWA（主体C）は要請に応じ発売中止したが、その後産経新聞出版が同書を出版し、大ヒットになった。

その結果、同書はAmazonの売上ランキングで１位を記録するなど異例のヒットとなり、著者に多大な経済的利益をもたらすこととなった。ここで重要なのは、これほどの経済的成功を収め得た要因の少なくとも一部分は、皮肉にも「キャンセルの呼びかけ」そのものに起因しているという点である。集団的な排除の試みが、結果として強力なプロモーションとして機能し、潜在的な読者の購買意欲を喚起したのである。この事案は、Cが独立した意思決定を維持した場合、キャンセル行為が対象者の言論を封じ込めるどころか、市場におけるその影響力を爆発的に増幅させる「ストライサンド効果」の実証的な証左となっている。

経済的損害が発生した局面において、責任の所在を明確化し、Cに説明責任を課すことは法理的にも正当である。日本の労働法制においては、労働契約法第16条により「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、その権利を濫用したものとして無効とする」と規定されている（解雇権濫用法理）。したがって、キャンセル決定の合法性を判断する際には、その理由が客観的かつ合理的であるかを厳格に検証せねばならない。ここで重要なのは、単に「キャンセルの呼びかけが存在する」ことや「解雇した」という事実のみでは、決定の正当性は担保されないという点である。たとえば、対象者の言説がヘイトスピーチに該当し、それが組織の内部規定や倫理指針に明白に違反したための解雇なのか、あるいは単に外部からの集団的圧力に屈した結果としての

排除なのかを厳密に区別する必要がある。しかしながら、特定の時点における排除決定の有無を認定することは比較的容易である一方、その後に連鎖的に失われた機会や長期的影響を測定することは極めて困難である。ある機会の喪失が、直接的に特定のキャンセル呼びかけに起因するものであるか、あるいは他の独立的要因によるものかを厳密に因果関係として立証することには限界が伴う。本章では、キャンセルの呼びかけ後に「決定」が存在するか否かという二分法を用いて論じているが、現実の言論空間においては、定量的な測定が困難な「潜在的な発言機会」や「経済的な期待利益」が、不可視の形で毀損されている可能性に留意せねばならない。

3　名誉毀損、プライバシーへの侵害、オンライン・ハラスメント

キャンセルの呼びかけは、その内容や態様によっては、対象者の社会的評価を低下させ、名誉毀損にあたる可能性がある。名誉毀損とは、法律上、特定の個人または団体の社会的評価を低下させるような事実の公表や誤解を招く表現によって引き起こされる損害を指す。現行法においては、民法および刑法に基づいて名誉毀損が規定されており、たとえば「公然と事実を摘示し、他人の名誉を傷つけた場合」には、民事上の損害賠償責任や刑事責任が問われることがある。しかし、キャンセルの呼びかけがあるからと言って、必ず名誉毀損も成立するとは限らない。たとえばケース 2 であれば、当事者をやめさせる呼びかけが存在したにもかかわらず、その指摘は社会通念上許容される範囲を超えていなかった場合、対象者への名誉毀損は成立しないだろう。ここで問題となるのが、いわゆる「公正な論評の法理」である。最高裁は、ある事実を基礎とする意見ないし論評の表明による名誉毀損について、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、②その目的が専ら公益を図ることにあり、③意見・論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があり、かつ④人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、当該行為は違法性を欠くと判示した[32)]。さらに、③の真実性の証明がない場合で

32）　最判平成 9 年 9 月 9 日民集51巻 8 号3804頁

あっても、行為者においてその事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、故意・過失が否定され、不法行為は成立しない。意見ないし論評がこのように手厚く保障されるのは、それが民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮した趣旨による。

この法理をキャンセルの呼びかけに援用すると、次のように整理できる。キャンセルの呼びかけの多くは、対象者の特定の言動（基礎事実）を踏まえ、その人物や行為を否定的に評価する意見・論評の表明という性格をもつ。したがって、当該呼びかけが対象者の社会的評価を低下させるものであっても、⑴その言動が公共の関心事に関わり、⑵専ら公益を図る目的に出たものであり、⑶前提とした対象者の言動が重要な部分で真実であり、⑷人身攻撃等に及んでいない限りにおいては、違法性を欠き、名誉毀損は成立しない。逆にいえば、前提事実が虚偽である場合（事実無根の告発）や、論評の域を超えた誹謗中傷・私生活の暴露に及ぶ場合には、呼びかけはこの法理による保護を失い、名誉毀損として違法と評価される余地が生じる。

このように、キャンセルの呼びかけが名誉毀損にあたるか否かは、呼びかけの基礎となる事実の真実性と、論評としての節度という二つの軸によって判断される。成原[33]もまた、表現の自由の価値を考慮し、公共性・公益目的・真実性（ないし誤信相当性）による免責の余地、および公正な論評としての免責の余地を慎重に検討すべきことを説いており、本稿の理解と軌を一にする。

次に、キャンセル行為によるプライバシーへの侵害について検討しよう。他者に対するキャンセルの呼びかけは、その内容や方法によっては他者のプライバシーを侵害する。たとえば、個人の私的な情報や過去の行動、意図的に公開されていない事実を暴露する形で呼びかけが行われた場合、それが正当な批判や意見表明の範囲を超えて、プライバシー権の侵害として問題視されることがある。また、そのような行為が拡散されることで、対

33）　成原慧（2022年）「キャンセルカルチャーと表現の自由」『法政研究』89巻3号、182頁。

象者の社会的評価や精神的健康に重大な影響を及ぼす場合も少なくない。成原は、現代社会におけるSNSの活用の状況を踏まえ、「誰もが自らの私生活を公にしたり、複数のアカウントごとにペルソナを使い分けることを可能にしているSNSという媒体自体が、伝統的な公私区分を相対化する契機を含んでいる」[34]と指摘する。また成原は、現行のプライバシー法制について、「公私の境界を明確に区別してプライバシーとして保護されるべき領域をあらかじめ厳密に固定するというアプローチを必ずしも取ってこなかったため、SNSやフェミニズム、CC[35]の影響による公私区分の相対化にもある程度対応しうる柔軟性を兼ね備えているといえよう」と述べている。

そして、キャンセルの呼びかけが行われる際に「炎上」と呼ばれる現象がオンライン空間で頻繁に見られる。ここで問題となるのは、特定の個人や団体に対する嫌がらせや威圧的言動といったオンライン・ハラスメントである。特にSNSなどのプラットフォームでは、多くの匿名ユーザーが特定の個人や団体を一斉に批判することで、心理的・社会的なプレッシャーが増幅され、対象者に甚大な影響を及ぼすことがある。しかし、成原が指摘する[36]ように、個々の発言やコメント自体は現行法上の「侮辱罪」に該当しないケースが多く、法的に対応が難しい状況が続いている。その背景には、オンライン空間における発言の匿名性や、発言者の意図が必ずしも侮辱や悪意に基づいていない場合も多いことが挙げられる。さらに、炎上の際には、発言の累積効果による圧力が問題となることが多く、現行の侮辱罪の枠組みでは、個別の発言の評価にとどまり、全体としての被害や影響を十分にカバーできないという課題がある。こうした状況に鑑みれば、集合的な言論の影響を考慮した新たな法的基準の導入や、プラットフォーム事業者の責任強化といった立法的模索は喫緊の課題と言える。しかし、本論文が提示する「仲介者が介在するキャンセルの図式」に照ら

34） 同上、183頁。
35） 成原原文ではキャンセル・カルチャーをCCと表記している。
36） 成原、前掲注33、185頁。

せば、名誉毀損、プライバシー侵害、およびオンライン・ハラスメントによって生じる「害」は、必ずしもキャンセル決定を経由して発生するものではないことが明らかとなる。

すなわち、これらの権利侵害は、キャンセル行為と論理的に必然的な関係にあるわけではなく、むしろキャンセルの呼びかけの内容によって個別に評価されるべき不法行為の側面が強い。したがって、呼びかけに伴う誹謗中傷やプライバシー侵害については、名誉毀損等の法理の問題系において対処すべきであり、これらを「キャンセル行為」、「キャンセル・カルチャー」という包括的な概念の中で混同して論じるのではなく、名誉毀損やハラスメントとして個別に法的に切り離して扱うべきである。

㈣　決定者と告発者に対する害

1　決定者に対する害

キャンセルの呼びかけは、対象者の言論を直接批判するのみならず、その所属組織や契約先といった「決定者（主体C）」に対し、事実上関係解消を迫る集団的圧力をかける点にその構造的特徴がある[37]。著名人の事案であれば、スポンサー企業や同業者、所属団体がレピュテーション・リスク（評判被害）を回避すべく、連鎖的に排除へ動く「ドミノ倒し」的な現象が観測される[38]。

企業や団体等の主体Cにとって、キャンセルの呼びかけが世論や消費者行動に直接的な影響を及ぼす場合、ブランドイメージの低下を避けるため

37）顕著な事例として、ハーバード大学のJ. マーク・ラムザイヤー教授による慰安婦問題を扱った論文（“Contracting for Sex in the Pacific War”）を巡る騒動が挙げられる。この事案は、学術誌と大学当局などの決定者が、外部からの激しい抗議にどのように直面したかを示している。

38）ドミノ倒しの具体例として、漫画『僕のヒーローアカデミア』の登場人物の命名を巡る騒動が挙げられる。この事案では、キャラクター名が日中戦争を想起させるとする呼びかけが中国を中心としたオンライン空間で急激に拡散した。この際、批判の矛先は作者個人、決定者である作品を配信するプラットフォームに留まらず、『名探偵コナン』とのコラボレーション企画など連鎖的な排除現象が観測された。

迅速な対応を余儀なくされる。この結果として、発言者の解雇や契約の打ち切り、あるいは活動の停止が行われることが一般的である。しかしながら、こうした対応は必ずしも発言の内容を検討した上でのものではなく、社会的プレッシャーへの短期的な対策であることが多い。前述したコフラン[39]が指摘する「仲介者の脆弱性（Vulnerability of Intermediaries）」は、まさにこの決定プロセスにおける合理性の欠如に現れている。

現行刑法において、キャンセルの呼びかけが業務妨害罪に該当するかどうかは、具体的な行為の態様や意図に大きく依存するものの、現行法による対処が可能である。たとえば、虚偽の情報を意図的に流布し、他者の信用を毀損したり、業務を妨害したりする場合には、刑法第233条「信用毀損及び業務妨害」（偽計業務妨害罪）に該当する可能性がある。また、威力や脅迫を伴い、相手の自由意思を制圧するに足る行為がなされた場合には、刑法第234条「威力業務妨害」に該当する余地がある。たとえば、業務を妨害する意図をもって、3ケ月足らずの間に約970回にわたって無言電話を当事者にかけたという事件について、裁判所は「社会生活上受容できる限度をこえ不当に相手方を困惑させる手段術策にあたり、刑法233条にいわゆる偽計を用いた場合に該当する」[40]と判示した。とにかく、キャンセル行為のなかの一部の呼びかけは社会通念上許容範囲をこえるものがあると判断されたときには、既存の法体系で対処できるのである。

しかし、現実の多くのケースでは、キャンセルの呼びかけは現行刑法に抵触しない場合が多い。なぜなら、従来のボイコットや不買運動と同様に、それは特定の意見や行動に対する市民の自由な意思表明として認識されることが一般的だからである。「その人を解雇しないなら購買をやめる」という主張は、強制力を伴う威力や偽計ではなく、あくまで消費者や社会が持つ選択の自由を行使する一環とみなされる。このため、法的責任を問うことは難しく、むしろ表現の自由や社会的対話の一部として扱われるのである。

39） Coghlan, *supra* note 28, p. 8.

40） 東京高判昭和48年8月7日高刑集26巻3号322頁。

一方で、『トランス』の事例のように、決定者がキャンセルの呼びかけを逆手に取り、潜在的な「害」を能動的に「利益」へと転換する戦略を採択するケースも存在する。この場合、キャンセル・カルチャーに対する批判を訴求点として、特定のイデオロギーや立場に共感を寄せる層をターゲットにしたプロモーション活動が行われる。具体的には、キャンセルの呼びかけに伴う「炎上」がメディアやオンライン空間で拡散されるプロセスを、一種の「逆説的な広報活動」として機能させる手法である。これにより、本来の批判者とは異なる新たな支持層や顧客の関心を喚起し、結果として市場におけるシェアを拡大させることも可能となる。

すなわち、決定者は外部からの圧力に対し、必ずしも受動的な防衛反応を示すだけではない。アテンション・エコノミーの論理に基づき、キャンセル行為による過熱した注目を資源として再利用し、自らの経済的・政治的利益を最大化させる戦略的主体として振る舞う余地があることも見落としてはならない。したがって、キャンセル・カルチャーの影響を評価する際には、決定者が晒される「脆弱性」という側面と、状況を利益へと転換し得る「戦略性」という両義的な側面を同時に考慮する必要がある。

2　告発者に対する害

キャンセル行為の呼びかけを行なうB自身が被る潜在的な「害」についても、看過してはならない。告発という行為は、往々にしてA側やその支持層からの反発を招き、告発者自身の過去の言動が掘り起こされ、逆にキャンセルや誹謗中傷の標的となるバックラッシュのリスクを常に孕んでいる。

特に、性加害等の極めて繊細な事案において、刑事手続を通じた解決を図る場合には、警察による保護制度や、裁判過程におけるプライバシー保護といった、公権力による当事者保護のメカニズムが一定程度機能する。しかし、デジタル公共圏における私的なキャンセル行為には、こうした適正手続きや保護機能が構造的に欠如している。その結果、事実関係の存否が確定しない段階での過熱した「呼びかけ」は、告発者自身や本来保護されるべき被害者を、さらなる精神的苦痛や二次被害の危険に晒すこととな

る。

このように、制度的担保を欠いた無秩序なキャンセル行為は、正義の実現を目的とした「告発」という行為そのものを、当事者双方にとっての制御不能な暴力へと変質させる危うさを内包している。したがって、キャンセル・カルチャーにおける害の評価は、対象者のみならず、保護されるべき脆弱な立場にある告発者の安全性をも包含した視点で行われなければならない。

3　非仲介型キャンセル行為

非仲介型キャンセル行為とは、第三の決定者が介在せず、キャンセルのBと実行者が実質的に同一となる形態を指す。この類型は、仲介型のように「第三者の判断」というフィルターを経由しないため、行為主体の主観的な意図がダイレクトに排除へと直結し、透明性や手続き的正当性に重大な疑念が生じやすいという特有の問題を抱えている。

その典型例は、組織内の指揮監督権を持つ者が、法規や組織内の正当な懲戒手続きを回避し、SNS等を用いた社会的非難の拡散を通じて対象者を事実上の排斥に追い込むケースである。ここでは、本来決定者としての説明責任を果たすべき主体が、自ら抗議の役割を演じることで、適切な検証プロセスを意図的に無効化させている。

また、物理的な象徴を標的とする実力行使も、非仲介型キャンセル行為の典型として挙げられる。たとえば、植民地主義への抗議として行なわれるコロンブス像の破壊運動である。この行為自体は器物損壊として法的対処が可能だが、抗議者の狙いは単なる物理的破壊ではなく、植民地主義の象徴を公共空間から排除することで、これまでの歴史言説を批判的に再考させる点にある。しかし、このような「非仲介型」の実力行使が、当初の目的である歴史認識の是正や対話の喚起といった「益」を実際にもたらすかについては、多角的な検討が必要である。物理的な象徴を直接的に消去する行為は、抑圧されてきた声を可視化し、歴史言説の偏りを意識させる契機となる側面がある。一方で、それは対立する立場からの強いバックラッシュを招き、建設的な議論の場を閉ざしてしまう危険性も内包してい

る。

もとより、個別の事案における歴史認識の妥当性やその是非について、ここで詳細に立ち入ることは本稿の目的ではない。重要なのは、こうした行為が「過去の反省」を促すための触媒となるのか、あるいは単なる「対立の激化」や「歴史の不可視化」に繋がるのかという点であり、その評価は固定的なものではない。非仲介型キャンセル行為は、決定者という「第三者の審判」を介さないがゆえに、行為の正当性やその後の社会的影響が、常に激しい議論の対象となり続けるのである。

㈤　キャンセル・カルチャーの害

本節では、キャンセル行為の当事者という個別の主体が被る利害の枠組みを越え、それらの集積としての「キャンセル・カルチャー」が、社会全体の価値観や公共的な言論空間に対してどのような長期的影響を及ぼすかを検討する。その中で特に注目すべき害として、言論空間の縮小問題、判断正統性の欠如、逆説的に差別を助長する可能性の三点が挙げられる。

1　言論空間の縮小問題

前節までは、個別のキャンセル行為が特定の対象者（主体A）の発言機会を奪うという「直接的な害」を議論してきた。これに対し、マクロな現象としてのキャンセル・カルチャーは、社会全体に「萎縮効果（Chilling Effect）」をもたらし、言論活動そのものを停滞させるとの批判が根強い。

キャンセル・カルチャーにおける言論空間の縮小に関する批判を考える際には、「事実上の抑圧」と「自己検閲」を明確に区別する必要がある。事実的な抑圧とは、発言が行われた後に、その言論が「適切でない」と社会的に判断され、キャンセルの呼びかけが発生し、実質的にキャンセルの決定が下された結果、当該言論が公的な場から消失する状況を指す。一方、後者の「自己検閲」とは、発言以前に、自らの言説が「不適切」と見なされるリスクを予見し、自発的に内容を修正、あるいは発言自体を断念する内的プロセスを指す。

前者の「事実的な抑圧」についてはキャンセル行為の発言者に対する害

のなかで検討したため、後者の「自己検閲」についてここで論じたい。ピッパ・ノリス（Pippa Norris）がキャンセル・カルチャーにおける「沈黙の螺旋」（die Theorie der Schweigespirale）という現象に対して、統計データ分析や「キャンセル・カルチャー指数」の測定など実証的研究を行なった。その結論として彼女は、学術の世界において自己検閲の現象が確かに存在するが、このような自己検閲はキャンセル行為の流行から生じているものではないと結論づけた[41]。また彼女は、リベラルな価値観を持つ者が社会の主流である社会規範や道徳的価値観に合わせなければならないというプレッシャーを感じやすく、彼ら／彼女らの発言時には自己検閲が生じていると主張した。したがって、キャンセル・カルチャーが引き起こすとされる強力な社会的圧力が言論の自由を萎縮させるという批判は、一見すると新しい現象のように思われるが、自己検閲や他者への配慮といった仕方でキャンセル・カルチャーの問題は従来から存在していたのである。

とはいえ、キャンセル・カルチャーが特定の発言を躊躇させる要因となり、社会に広く萎縮効果をもたらしているという認識は否定しがたい。この現象を構造的に理解する上で、言論空間を「思想の自由市場」の観点から考察することは極めて有益な視点を提供する。思想の自由市場とは、思想や意見を経済学における「財」に見立て、自由な競争を通じて最適な資源配分（真理への到達や誤謬の淘汰）が行なわれるとする仮定に基づいた概念である。

日本においても、キャンセル・カルチャーと思想の自由市場の関係については活発な論争が展開されてきた。大屋雄裕[42]は、言論空間においても

41） Norris, P.（2023）. Cancel culture: Myth or reality? *Political Studies, 71*（1）, 25-56. 沈黙の螺旋は、同調を求める社会的圧力によって少数派が沈黙をされていくという仮説である。

42） 大屋雄裕（2020年）「赦しと忘却」『アステイオン』93号117頁。なお、本稿が思想の自由市場論を援用するのは、この理論的枠組みを規範的に支持するためではない。思想の自由市場論は、言論の自由に関する法哲学的議論において広く参照される分析装置であり、その論理的帰結を「仮に思想の自由市場論を前提とすれば」という条件的推論の形で展開することで、キャンセル行為が当該理論の内部においてさえ一定の正当化可能性を持ちうること、また逆にそ

経済市場と同様に「独占」や「寡占」といった「市場の失敗」が生じ得ると指摘する。

> それを防ぐためには、自由な市場を維持するための強制、典型的には（日本では公正取引委員会のような）政府機関による介入が要請されることになる。それは別の言い方をすれば、多数者・強者の取引的自由を制約し、少数者・弱者に対する平等と自由の実質的な保障を行おうとするものにほかならない。そして我々は、言論についても同様の指摘を考えることができるだろう…不当な主張をそれ自体失当なものとして言論市場から排除し、強者を権力的に沈黙させることが、弱者の自由や弱者に対する平等を実質的に実現するためには必要なのだと、ウォークの主張を理解することができるのではないだろうか。仮にそうだとすれば、それを単なる暴力だとか、言論の自由に対する無理解に起因するものだと断罪することもまた、不適切であるように思われる[43]。

大屋の議論によれば、多数者や強者による言論の独占を防ぎ、少数者・弱者の実質的な自由と平等を保障するためには、不当な主張を市場から排除し、強者を沈黙させることが必要であるという「ウォーク（Woke）」の主張にも一定の理がある。思想の自由市場の考え方は独占や寡占などの市場の失敗も同様に存在するとした。このベースでは、法的平等と自由な対話という言論の自由市場モデルによって問題を解決することができないのであれば、発言機会の制限、つまりキャンセル行為を考える必要がある。ただし大屋は、キャンセル・カルチャーの支持者が建設なき破壊行為に及んだとし、そのような行為は正当化できないと主張している[44]。また、志田は「法的規制までに至らない見識を欠く言論に対しては、職を奪ったり、

の限界をも露わにすることを示す目的で用いている。したがって、本節は思想の自由市場論の是非を検討する場ではなく、あくまでもその論理的射程の確認と限界の析出を目的とするものである。思想の自由市場論そのものに対する批判的検討については、今後の課題とする。

43）同上。ウォーク（Woke）は社会的不平等に対する目覚め、もしくは目覚めた人を表す表現である。

44）大屋、前掲注 5 、151 頁。

社会での発言資格を奪ったりするような社会的制裁を科すことに、正当性は見いだせない」[45] と述べている。「言論空間における批判」と「言論空間における排除」を区別し、前者を擁護する一方で、後者を問題視している。批判は言論の自由を支える健全な行為として擁護されるべきであると主張している一方、排除は社会的制裁として問題視されるべきであると強調している。

これに対し成原慧は、理念的には区別可能であっても、現実の市場においては批判と排除が連続的に機能し、両者を截然と区別することへの困難さを指摘している[46]。この「認識の推移」については、前述のノリスの研究が示唆に富む。ノリスによれば、キャンセル・カルチャーがもつ言論空間の萎縮効果がしばしば過大評価される可能性があるが、そこで言論空間が萎縮したと感じることは空間そのものの縮小ではなく、現在の主流なる言論が変わり、認識的に空間の範囲が変更されたことを意味するかもしれない。つまり、以前であれば話してもよいとされたことが現在では発言できなくなったと感じる場合に、その発言が抑圧されていると捉えることができても、全体的な言論空間の萎縮にならないということである。たとえば、以前の発言可能範囲が ｛A, B, C｝ であったものが、現在は ｛B, C, D, E｝ へと移行したとする。この場合、かつて許容された類型Aが「排除」されたことによる抑圧感は生じるものの、市場全体で見ればDやEといった新たな言論類型が流入し、むしろ市場規模が拡大している可能性もある。したがって、特定の言論への圧迫感のみを根拠に、直ちに市場全体の規模が縮小したと断定することは、実証的に正確ではない。

しかし、依然として課題は残る。言論空間全体の規模の変動にかかわらず、これまで許容されていた言論が「禁忌」へと変わったという主観的な認識自体が、強力な自己検閲や発言の抑制を引き起こすからである。本論文が提案する「説明責任を通じたキャンセル行為の適正化」は、目に見える排除（事後的抑圧）への対処には有効であるが、この「ダメかもしれな

45） 志田、前掲注 3 、76頁。
46） 成原、前掲注33、175頁。

い」という予見的・抽象的な自粛意識によって埋没していく言論を、いかにして保護し得るかという点は、依然として言論空間の健全性を揺るがす深刻な問題として残るのである。

2　逆説的に差別を助長する可能性

キャンセル・カルチャーがもたらすもう一つの深刻な害は、正義の実現を目的とした言論の抑制が、皮肉にも差別意識を地下に潜らせ、逆説的にそれを助長・変質させる可能性である。

まず、キャンセル行為の現実的な頻度にかかわらず、「キャンセルされること」への過度な懸念は、異なる観点を持つ他者との直接的な対話を回避する傾向を強めている。この回避行動は、一見すると摩擦を避ける賢明な処世術のように映るが、実際には相互理解の機会を奪い、エコーチェンバーを加速させる。ここで重要なのは、キャンセル・カルチャーの有無以上に、その「イメージ」が政治的・戦略的に利用され、言論を萎縮させる口実として機能している点である。

差別用語の減少やポリティカル・コレクトネス（Political Correctness、ポリコレ）の浸透自体は、公的空間の健全化という文脈において、多大な社会的進歩として評価されるべきである。しかし、語彙の排除が直ちに差別意識の払拭や構造的差別の解消に直結するわけではない。かつて「シナ」という呼称が、その語源的背景にかかわらず侮蔑的な意図を持って使用された歴史を経て公的空間から排除されたように、言葉は常に文脈によって書き換えられる。代替語として「チャイナ」等の無機質な用語が導入されたとしても、発話者の内面にある侮蔑のニュアンスが不変であれば、新たな用語もまた差別的な道具として再定義され得る。

さらに懸念されるのは、表層的な言語規制への反発が、差別意識を巧妙な隠語や「言葉遊び」へと変質させる現象である。差別的な攻撃性が「享楽的な隠語」やメタ的な嘲笑の形を借りて地下に潜伏する場合、それは外見上のポリコレを維持しつつ、内実としてはより強固で排他的なコミュニティを形成する。このような状況下では、差別は是正されるどころか、発見と批判が困難な「見えない害」として再生産され続ける。

結論として、差別用語の使用抑制による被害の軽減は重要な成果であるが、それはあくまで対症療法に過ぎない。差別そのものの根絶に関わる構造的な議論は、現在のキャンセル・カルチャーやポリティカル・コレクトネスが持つ「排除による浄化」という手法の射程を超えた、極めて困難な課題として依然として横たわっているのである。

3　多様性に対する害

キャンセル・カルチャーをめぐる批判の中で頻繁に提起されるのが、「多様性を標榜するウォークの人々が、他者の意見を封じることは、多様性そのものを損なう自己矛盾である」という論理である。この批判には一定の説得力があり、多様性のみを根拠としてキャンセルを正当化する場合には、自己矛盾の謗りを免れない面がある。しかし、この批判には二点において論証上の限界がある。

第一に、行為者の動機の帰属に関する問題である。キャンセルを呼びかける行為者が多様性を根拠として行動しているとは限らない。差別的言動による尊厳の侵害や基本的権利の保護を根拠として行動している場合、多様性との自己矛盾はそもそも生じない。「多様性を標榜しながら他者を封じている」という批判は、行為者の動機を「多様性の擁護」と一括して帰属させるという前提に立っており、その前提が成り立たない場合には批判自体が空転する。また、この論法はマイノリティに対し「常に寛容な主体であるべき」という役割を強制するものであり、保守派が批判の対象とする「アイデンティティ・ポリティクス」の論理を批判者自身が再生産していることに他ならない。

第二に、行為者の矛盾と帰結の問題は論点を異にする。仮に特定の行為者が多様性を掲げながら他者を封じているという矛盾があるとしても、そのことはキャンセル・カルチャーが言論空間の多様性を実際に減少させるかどうかとは別の問題である。帰結の次元で検討すると、特定の言論Aの排除が直ちに多様性の損失を意味するとは限らない。本稿㈤１において論じたとおり、言論空間は固定的なものではなく、ある言論類型の退場によって従来は抑圧されていた別の言論B・C・Dが新たに参入しうる動態

的なものである。したがって「排除＝多様性の減少」という等式は自明ではなく、言論空間全体の変容という観点から実証的に検討されるべき問いである。

以上のとおり、多様性のみを根拠とした排除が自己矛盾を含みうることは認められる。しかし、自己矛盾の指摘が成り立つ場面は、行為者の動機が実際に多様性の擁護に限定されている場合に限られる。さらに、行為者レベルの矛盾は、キャンセル・カルチャーが多様性に害を及ぼすという帰結の主張を直接に支えない。現在のキャンセル・カルチャー批判の多くは、この二点を十分に整理しないまま「自己矛盾＝多様性の害」として論じており、論証上の飛躍を含んでいる。

㈥　キャンセルに対する内在的批判

これまで、キャンセル行為とそれに関連するキャンセル・カルチャーの帰結を、主にその害の有無を手がかりとして検証してきた。しかし、キャンセル行為が孕む問題の本質を理解するためには、キャンセル行為およびキャンセル・カルチャーそれ自体に内在する論理的・構造的な不備を問わなければならない。具体的には、「判断正統性の欠如」、「不誠実と匿名性の問題」、「特定業界に対する無力さ」、「決定者の責任の隠ぺい」などが重要な論争点となる。

1　判断正統性の欠如

仲介型・非仲介型のいずれの形態においても、共通して看過できない問題は、対象者（主体A）に対する社会的地位の剝奪や排除の判断が、司法的手続きを一切経ることなくなされる点である。キャンセル行為は、当事者を批判し、活動停止を促すことで、法的手続きを経ずに罪を問う試みとも解釈される。こうしたキャンセル行為の結果として当事者の活動停止などが生じた場合、そこには必ずしも法的な水準で透明性と公正性が保たれているとはいえない。

大屋雄裕は、キャンセル行為という「臨時措置」が、本来であれば「問題発見（疑惑の提起）」の文脈に属するものであるにもかかわらず、キャン

セル・カルチャーにおいては、それがそのまま「終局的な問題解決（裁定）」の文脈と混同されている点を鋭く指摘している[47]。

> 最終的に事実を認定するためにはその後のプロセス、典型的には証拠の調査や証言の聞き合わせが必要になるだろうし、その際には告発された当事者の反論権を保障するといった適正手続きを守る必要があると、多くの人は考えるだろう。その結果として告発が虚偽であったなどの事態が発覚したとすれば、むしろ守られるべきは被告発者の名誉や利益や地位であり、逆に告発者が一定のキャンセルを受けることになる[48]。

このように、キャンセル・カルチャーを紛争解決の文脈におくことは、適正手続きにそぐわないことを指摘した。また、キャンセル行為の過度の一般化を批判し、大屋は、事実認定「とそれを可能にする社会的決定のプロセスを無視し、ある程度の多数ではあれ一部の人びとの思い付きをそのまま結論へと結び付けようとする姿勢にあるというべきだろう」[49]と主張し、キャンセル行為による解決の過度な一般化を批判した。同様の懸念は、アラン・ダーショウィッツ（Alan Dershowitz）によっても表明されている。ダーショウィッツは「キャンセルの文化は、無実の人、有罪の人、その中間の人など、真実を決定するためのプロセスのかけらもない人々を抹殺するという点で、法の適正手続きに対する直接的な攻撃である」[50]と主張し、適正手続きに対して危害がある新しいマッカーシズム（new McCarthyism）[51]とキャンセル・カルチャーを批判した。

確かに、キャンセル・カルチャーでは、異議申し立ての機会やキャンセル理由の明示といった制度的な保障がほとんど存在しないため、その判断

47） 大屋、前掲注 5 、149 頁。
48） 同上、150 頁。
49） 同上。
50） Dershowitz, A.（2020）. *Cancel culture: The latest attack on free speech and due process*（p. 40）. Hot Books.
51） Ibid., Chap. 1.

はしばしば恣意的であり、濫用される可能性が高い。このような状況が、「キャンセル」が一過性の行動に留まらず、「カルチャー」として定着する要因であるとも考えられる。キャンセル行為は社会的な領域で自発的に発生し、司法の介在しない場所で執行されるため、「キャンセル判断委員会」のような中立的な裁定組織が存在しない限り、その判断の正当性を担保する仕組みは構造的に欠落している。

キャンセル・カルチャーは、紛争の解消につながる面を持つ一方、その過程で弁解の機会を与えず、当事者を一方的に悪人とみなす面もある。しかしながら、キャンセル・カルチャーが司法的解決の道を完全に断絶するわけではなく、両者は同時並行的に進行する可能性がある。キャンセル・カルチャーには、手続的正義を避けて独断的に行動する性質があるという批判がある一方で、現行の司法制度に対する不信感を背景に支持されている場合も多い。その結果、一部の支持者は司法判断の正当性に対し懐疑的な態度を取ることもある。むろん、厳密な法的証拠に基づかないという性格は、キャンセル行為に限らず、およそ日常的な社会的判断の多くが共有するものである。しかし重要なのは、法的な判断が下された後、社会的な排除行為が沈静化するどころか、むしろ増幅する可能性があるという事実である。このことは、司法判断が「法の領域内」における終局的判断であっても、必ずしもそれが「社会的な領域」における終局的判断とはなり得ないことを示唆している。

こうした法的判断と社会的判断の乖離、および後者の圧倒的な影響力については、既に19世紀にジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill）が決定的な指摘を行っている。

> 人々が、自分たちが重要だと考える信念を否認する他の人々に対して抱いている意見や、その宿す感情こそが、この国を精神的自由の地としていないものなのである。これまでの長いあいだ、法的刑罰から受けるいちばんの被害は、それによって社会的な汚名がたかまるということである。実際に有効なのはこの汚名であって、それは非常に有効なので、社会的に禁止されている意見がイギリスで公言されることは、他の多くの国々において、法的刑罰を受ける危険

があるような意見が公言されるよりも、はるかに少ないのである[52]。

ミルのこの洞察は、現代のキャンセル・カルチャーの本質を驚くほど正確に言い当てている。すなわち、言論を真に萎縮させるのは、国家による明文化された刑罰ではなく、コミュニティから付与される「社会的な汚名」という形の見えない制裁である。法の領域では無罪であっても、社会の領域で「許されざる者」という刻印を押されれば、その個人の生存基盤は事実上破壊される。

ここにおいて、法的制裁は社会的制裁を抑制する手段として機能するどころか、相互に関連するものともいえる。キャンセル・カルチャーが現代社会に突きつけた重要な課題は、司法制度への信頼を再構築し、社会的判断との乖離を埋めることである。

2　不誠実と匿名性の問題

キャンセル・カルチャーに不誠実の問題と匿名性の問題がある。大屋によると、伝統的なデモは少なくとも時間と手間を資源として投じた意思表明だが、ハッシュタグムーブメントはそれほど資源を投入せずに批判をしている[53]。また、法哲学者の住吉雅美はキャンセル・カルチャーにおける加害者と対象者との「非対称的」関係を注目する。彼女によればB（キャンセルの呼びかけ）は被害者への同情もあるが、炎上を面白がったりストレス解消のために参加する者もいる。それに比べてAは逃げも隠れもできない著名人であることが多い。「ターゲットと攻撃者たちとの関係はきわめて非対称的であって、明らかに前者が不利になる」[54]と指摘した。

これに対し、成原は「経済市場とは異なり、思想の自由市場においては、従来実際上の制約はあったとしても、理念的には、貧者など掛け金を投入しない（できない）人々も自由に発言できることが期待されてきたはずで

52）Mill, *supra* note 26, p. 100.（邦訳74頁）
53）大屋、前掲注 5 、151頁。
54）住吉雅美（2022年）「キャンセル・カルチャーは諸刃の剣：匿名性の鎧を纏った「正義の戦士」がゆく」『中央公論』136巻 5 号86頁。

あり、掛け金を投入せずに発言すること自体が直ちに不当だということは困難」[55] だと反論を加えた。

キャンセル・カルチャーにおいて、賭け金を投入しないこと自体が直接的な問題ではないとしても、その背後には依然として不誠実な問題が横たわっている。たとえば、大屋が提示したように、ある人物が特定のサービスの定期購読をやめると宣言したとしても、その人物が実際にそのサービスを利用していたかどうかは第三者には確認しようがない[56]。このような非対称性は、キャンセル・カルチャーにおいて呼びかけを行う者の匿名性にも起因すると考えられる。キャンセル・カルチャーでは、賭け金が少ないがゆえに、無責任に他者への攻撃を助長することが容易であり、その結果、キャンセルされた側に深刻な不利益をもたらすことがある。

この問題は、SNSにおける炎上現象全般にも当てはまるものであり、キャンセルの呼びかけが必ずしも悪意や意図的な匿名性に基づくものでない場合であっても、キャンセル・カルチャーの内在的批判として慎重に検討されるべきである。

3　特定業界に対する無力さ

キャンセル行為の多くはボイコット運動と同じ形式を取り、不買を徹底することなどによって決定者に圧力をかけることで、キャンセル決定を促す。しかし、これは特定業界に対して無力な場合がある。

具体的にいえば、特定の市場を寡占している企業（過大な決定者）とキャンセル告発者を販売対象としない過小な決定者がある。前者の場合、たとえばある国で生活必須品を供給する会社もしくは協会があり、その責任者がキャンセル対象であるとする。一般的に利用しない選択肢がないとき、この企業に対する不買運動による「脅し」の効果はほとんどないだろう。後者の場合、特定業界、客層があり、企業間取引（BtoB）がありうるだろ

55）　成原、前掲注33、175頁を参照。この点について成原による反論は有力である。一方で、影響力の分配公平性と影響力をもたらす参入可能性という二つの文脈で考えられ、両者はそれ自体矛盾していないと考える。

56）　大屋、前掲注５、152頁。

う。もちろん、当該商品と取引した者をキャンセルするなど、間接的な方法で圧力をかけ、キャンセルを遂行することが可能だが、その影響力と実現可能性は微小であろう。

そのため、キャンセル・カルチャーがキャンセル行為を通じて社会正義の実現を目指すとしても、その適用範囲は非常に限定的であるといえる。特に、経済的な利益関係が存在しない場合、キャンセル行為に基づく口頭での呼びかけや警告の効力は著しく低下する。一方で、キャンセル・カルチャーが影響力を持つためには、資本主義や市場経済に基盤を置いた経済的構造がなければならないという側面がある。この依存性は、キャンセル行為の有効性を制約する一方で、その限界をも際立たせる要因ともなる。

4　決定者の責任の隠ぺい

キャンセル・カルチャーという社会現象のなかで、対立面に立たれているのはつねにキャンセルされる者とキャンセル呼びかけ者である。しかし、キャンセル行為が当事者に与える害に加え、その最終的な決定を下す「決定者」の責任にこそ注目すべきである。当事者の発言や行動が問題視され、その結果として言論が封じ込められる決定や、解職される決定を下すのは、多くの場合、当事者と指揮監督関係や契約関係にある者である。そのなかでもっとも典型的な決定者は企業だろう。

昨今、企業の社会的責任が重視され、マイノリティ集団への配慮や、売上の一部を貧困地域支援に充てるなど、多岐にわたる改革が進んでいる。この流れの中で、キャンセル決定を下すことは一定の社会的進歩に貢献していると見なされる。しかし、このような判断は、キャンセル行為そのものの正当性を十分に吟味せずに、安易にキャンセル決定を下す事態を助長するのではないか。このような状況において、キャンセルの正当性よりも企業の利益が優先されることで、正当な判断が軽視される懸念が生じる。さらに、キャンセルという行為は、従業員の待遇改善や労働環境の向上など、より直接的かつ持続可能な方法で企業の価値を高める努力に取って代わる安価な選択肢と見なされる可能性もある。市場反応に従って判断を下す企業にとって、企業利益とキャンセル行為の正当性がしばしば天秤にか

けられる。

このように、キャンセル・カルチャーにおける企業の役割を考える際には、単に当事者と呼びかけ者の対立だけでなく、決定者としての企業が果たすべき倫理的責任や、その判断基準についても厳密に検討する必要がある。

以上の検討を、本章冒頭で定式化した利益の挫折という分析枠組みに照らすと、キャンセル行為およびキャンセル・カルチャーが孕む複雑な利害関係と構造的特質が明らかとなった。

第一に、個別的なキャンセル行為が発言者に及ぼす害についてである。それが直ちに「言論の自由」の侵害に該当するか否かは、個別の発言機会の代替性を慎重に鑑みる必要があるが、解雇や契約打ち切りといった形で発言者の経済的基盤に甚大な打撃を与えた事実は否定しがたい。その一方で、特定の事案においては炎上が逆説的に注目を集め、対象者に新たな利益をもたらすの側面も確認された。なお、名誉毀損やプライバシー侵害、オンライン・ハラスメントといった諸問題は、キャンセル行為に必然的に随伴するものではなく、法的には個別事象として切り離して扱うべき性質のものである。また、一連のプロセスは告発者自身をもバックラッシュの危うさに晒す、当事者双方にとってのリスクを内包している。

第二に、マクロな現象としてのキャンセル・カルチャーが社会に及ぼす影響である。キャンセル・カルチャーによって言論空間の萎縮が生じる可能性があるものの、その影響が過大評価される場合もあることに留意する必要がある。また、逆説的に差別を助長する可能性や、キャンセルを呼びかける側の正義観念に反する結果が発生するリスクも存在する。

第三に、キャンセル行為に内在する「判断の正統性」と「構造的不透明性」の問題である。判断基準の欠如は確かであるものの、司法という解決手法が用意されていれば問題は軽減され得るうえ、むしろ司法への信頼回復の契機になる可能性がある。また、不誠実や匿名性といった問題が常にキャンセル・カルチャーに内在するわけではないが、それらに対する検証手段の欠如が重大な課題として挙げられる。そして、キャンセル行為が過大と過少な決定者に対して無力である事実を確認し、キャンセル・カル

チャーが資本主義と市場経済に依存することを確認した。キャンセル・カルチャーが決定者の責任を隠ぺいする機能を果たす可能性がある。

以上で確認したとおり、キャンセル・カルチャーの真に看過しがたい機能は、それが決定者の責任を隠ぺいする装置として作用し得る点にある。群衆の熱狂という不可抗力的な図式の中に決定者の意思決定を埋没させることで、本来果たされるべき説明責任が霧散しているのである。

三　結　論

㈠　本稿の知見：概念の整理と構造的解明

本稿では、キャンセル・カルチャーという多義的な現象を対象に、その概念的・構造的整理を試みた。まず、「キャンセル行為」と「キャンセル・カルチャー」を分離し、前者を「集合的・集団的・権力的」な三類型、および「仲介型・非仲介型」の二モデルとして構造化した。

この分析枠組みを通じて、キャンセルをめぐる諸問題を三つの次元で特定した。第一に、ABC三者の利害対立というミクロな次元、第二に、言論空間の萎縮や逆説的な差別の助長というマクロな次元、そして第三に、適正手続きの欠如や情報の不誠実性といった内在的批判の次元である。これらの分析から、本稿は、従来の批判が「呼びかける群衆（主体B）」に偏重するあまり、実質的な排除を完遂させる「決定者（主体C）」の責任隠ぺい構造を見落としてきたことを解明した。

㈡　結び：今後の課題

本稿の分析により、キャンセル・カルチャーの構造的な限界と決定者の責任が明らかとなった。最後に、本稿が示した「決定者の説明責任」が、いかなる担い手によって、いかなる手段で問われるべきかについて、今後の研究の方向性を示しておきたい。

まず、責任追及の手段についてである。名誉毀損やプライバシー侵害といった諸問題は、既存の民刑事法理によって個別に対処されうるものであ

り、解雇や契約解除といった決定者の行為については、解雇権濫用法理をはじめとする既存の実体法理による司法的統制が機能しうる。こうした観点からは、キャンセル・カルチャーを対象とした特別立法よりも、現行法体系の運用による対処の可能性を優先的に検討することが、表現の自由への過度な制約を避けるうえでも望ましい方向性として考えられる。

次に、法的対処に先立つ問題として、決定者自身の自律が重要な意味をもつ。本稿が繰り返し指摘してきた「決定者の責任隠ぺい」という問題は、従来のキャンセル・カルチャー論議において十分に注目されてこなかった論点である。この問題への認識を広めることが、決定者の自律を促すための出発点となりうる。

残された課題は二つある。第一に、排除された者をいかに再包摂し得るかという「コールイン」と「赦し」の制度設計、第二に、本稿で構築した「決定者の構造的責任」という視座を出発点として、これらの政治的・具体的な課題について、さらなる分析を試みたい。

〔追記〕　本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2123の支援を受けたものです。

薛　天（セツ　テン）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程
所属学会　日本法哲学会、東京法哲学研究会
専攻領域　法哲学